

平成 30 年度生徒指導集中対策指定校等の状況及び  
平成 31 年度同指定校について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成 31 年 4 月 12 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

# 平成 30 年度生徒指導集中対策指定校等の状況及び 平成 31 年度同指定校について

〔平成 31 年 4 月 12 日〕  
豊かな心育成課

## 1 平成 30 年度生徒指導集中対策指定校 15 校の暴力行為発生件数の状況について 〔中学校 13 校，高等学校 2 校〕

注) 数値は，3 月末現在の聞き取り速報値である。△は，減少を示す。

【件】

	新規校数	継続校数	平成 30 年度	指定前年度		目標値 (対指定前年度比)	平成 29 年度	
					増減 (%)			増減 (%)
SS 派遣校	5	2	35	83	△48 (△57.8%)	80%減	73	△38 (△52.1%)
SS 未派遣校	2	6	27	108	△81 (△75.0%)	50%減	43	△16 (△37.2%)
合計	7	8	62	191	△129 (△67.5%)	—	116	△54 (△46.6%)

暴力行為の発生件数は，指定前年度と比較して 129 件，67.5%減少するとともに，中・高等学校いずれの校種においても減少した。

スクールサポーター (SS) 派遣校 7 校においては，指定前年度と比較して 48 件，57.8%減少と，80%減という目標値は達成していないが，スクールサポーター未派遣校 8 校においては，指定前年度と比較して 81 件，75.0%減少し，50%減という目標値を大きく超えた。

## 2 平成30年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）61校の 状況について 注) 数値は，3 月末現在の速報値である。△は，減少を示す。

### (1) 小学校 (26校) の状況について

課 題 \ 年 度	平成30年度	平成29年度	増減 (%)
暴力行為【件】	123	88	35 (39.8%)
いじめ【件】	447	331	116 (35.0%)
不登校【人】	100	112	△12 (△10.7%)

小学校において，暴力行為の発生件数は対前年度比 35 件，39.8%増加，いじめの認知件数は対前年度比 116 件，35.0%増加，不登校児童数は対前年度比 12 人，10.7%減少した。

### (2) 中学校 (27 校) の状況について

課 題 \ 年 度	平成30年度	平成29年度	増減 (%)
暴力行為【件】	103	139	△36 (△25.9%)
いじめ【件】	221	195	26 (13.3%)
不登校【人】	362	358	4 (1.1%)

中学校において，暴力行為の発生件数は対前年度比 36 件，25.9%減少，いじめの認知件数は対前年度比 26 件，13.3%増加，不登校生徒数は対前年度比 4 人，1.1%増加した。

### (3) 高等学校（8校）の状況について

課 題 \ 年 度	平成30年度	平成29年度	増減 (%)
暴力行為【件】	47	30	17 (56.7%)
いじめ【件】	55	13	42 (323.1%)
不登校【人】	77	38	39 (102.6%)
中途退学【人】	91	100	△9 (△9.0%)

高等学校において、暴力行為の発生件数は対前年度比 17 件、56.7%増加、いじめの認知件数は対前年度比 42 件、323.1%増加、不登校生徒数は対前年度比 39 人、102.6%増加、中途退学生徒数は対前年度比 9 人、9.0%減少した。

### (4) 生徒指導実践指定校（全校種）の状況について

課 題 \ 年 度	平成30年度	平成29年度	増減 (%)
暴力行為【件】	273	257	16 (6.2%)
いじめ【件】	723	539	184 (34.1%)
不登校【人】	539	508	31 (6.1%)

平成 30 年度の生徒指導実践指定校では、暴力行為の発生件数は、対前年度比 16 件、6.2%増加した。いじめの認知件数は、対前年度比で 184 件、34.1%増加した。不登校児童生徒数は、対前年度比 31 人、6.1%増加した。いじめの認知件数は全校種で増加した。

## 3 平成 31 年度生徒指導実践指定校（生徒指導集中対策指定校を含む）について

### (1) 指定校数について 【校】

区分	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
生徒指導実践指定校	19 (△7)	22 (△5)	1(1)	8 (0)	50 (△11)
生徒指導集中対策指定校	1(1)	10 (△3)	1(1)	1 (△1)	13 (△2)
スクールサポーター派遣校	—	6 (△1)	—	—	6 (△1)

( ) 前年度比較増減

### (2) 取組の柱について

#### ア 関係機関との連携強化

児童生徒が抱える課題が多様化・複雑化し、暴力行為やいじめ等の問題行動に加え、不登校や児童虐待等への対応も一層求められることから、福祉、保健、医療及び警察等の関係機関との連携を密にし、情報共有を図るとともに、他職種が協働して対応を行うなど、スクールソーシャルワークの考え方を踏まえた組織的な相談・支援体制を推進する。

#### イ 児童生徒の主体的な学びの充実

社会奉仕活動や異年齢交流等の体験活動に加え、学級活動等において、児童生徒自らが課題を発見し、解決方法を話し合い実践するといった主体的な学びに取り組ませることで、児童生徒の人間関係形成能力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、自己肯定感を育成する。

#### ウ 児童生徒の心に寄り添う指導の一層の充実

個別面談やアンケート、複数の教職員による保護者との連携等を通じて、積極的に児童生徒の状況を把握し、その情報を共有した上で、組織としての取組の方向性を明確にするなど、児童生徒の心に寄り添う指導の一層の充実を図る。